

期間：令和9年2月26日まで

お気軽に 専門家に相談して みませんか？

例えば…

1

経営基盤の安定

- ・労務管理の見直し
- ・会計・税務の最適化
- ・取引上のトラブル解決

2

DX・IT活用等

- ・DXの推進
- ・会計ソフトの活用
- ・ホームページの見直し

3

事業承継等

- ・事業承継
- ・M&A
- ・知的財産の保護

対象経費の3分の2の金額を
補助します！

中央会では、中小企業組合及び中小企業者が抱える専門的な相談に対応するため、個別専門指導を実施しております。

御相談の内容に応じて、各分野の専門家が実践的・具体的にアドバイスします。お気軽に御相談ください！

【対象者】

中小企業組合及び中小企業組合に加入している組合員

【対象経費】 ※当会内規に基づき算出

- ・講師謝金
- ・講師旅費

【申し込み手続き】

相談実施日の2週間前までに「所定」の申込書を当会あて御提出ください。

お問い合わせはこちら！！

宮崎県中小企業団体中央会

TEL:0985-24-4278

FAX: 0985-27-3672

URL: <http://www.himuka.or.jp/>

担当: 連携推進課 真方 山口